

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○渡辺委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 希望の党の白石洋一です。

愛媛から参りました。どうぞよろしくお願ひします。

地方創生、この鍵というのは何にあるのかと考えてみました。田舎の暮らしのよさを享受しながら、都会で得られる便利さも確保すること、じゃないかなと。田園があり、山があり、緑があり、海があり、そして人情厚い人に囲まれて生活するという田舎暮らしのよさを享受しながら、いかに便利さを確保するか。都会の便利さと拮抗するか、それを上回るぐらいにしていって、こうすれば地方も、そこに暮らしていきたいと活気づくと思っています。

では、その便利さを確保するためには何が必要かというところ、いろいろあると思いますけれども、AI、人工知能というものはこれから必須になってくるんじゃないかなと思います。

今、AI、人工知能といったら、どうしても人

口の多い都会から商業的に使うところから始まっている。これも自然な流れだと思いますけれども、それを国として、公共として地方に適用していく。それを使ってもらって、そして便利さを地方で確保するというに使ってもらおう、これが必要なんじゃないかなと思うわけでありまして、そこで、こちら、内閣、地方創生の方でどのようなAIの使用を考えていらっしゃるのか、まずは内閣官房のところから答弁をお願いします。

○高橋政府参考人 御答弁させていただきます。

今先生から御指摘がございましたとおり、政府といたしましても、AIの活用は地方創生にとって大きな可能性を秘めたものだというふうに認識しております。

昨年末に取りまとめましたまち・ひと・しごと総合戦略におきましても、生産性革命を実現し、好循環を確立するため、AI等第四次産業革命の技術の実装等に取り組む必要があるというふうにしていくところでございます。

例えば、地方でも人手不足が顕在化しつつございます。こうした中で、単調な作業をAIで代替することで、貴重な人材を創造的な業務に集中して、生産性の向上を図ることができると考えられます。

また、個別の分野では、AIを基礎といたしまして、自動走行の実用化が進んでいますれば、高齢者の移動や買物などでも利便性が高まるものと考えられます。

その他農業、医療、介護などさまざまな分野で地方が抱える課題を解決するためにAIを活用す

る余地は大きいと考えております。

このような、地方の抱える課題の解決につながり、生産性の向上に寄与するような地域の具体的な取組につきましては、地方創生交付金等を通じて支援してまいりたいと考えてございます。

○白石委員 ありがとうございます。

先ほど高橋委員がおっしゃった中で、二つ、二分野、強調したいと思っております。

一つは人手不足、地方の人手不足に対応するためのAIということで、物づくり、私のところは地方でありながら物づくりの盛んな町であります。そこで人手不足、これは要するに、団塊の世代の方々が退職している、それに見合う人が、若い人がいない、こういうことであります。団塊世代の方々はわざを磨いてきて、熟練工としてやってきた、そのわざをどうやって継承するかということがあると思うんですね。ですから、この物づくりのところ、AIを使ってわざを継承する。もちろん、これは民間の商業分野ですから、民間企業が主体的にやることはまず第一だと思っております。

アメリカでトランプ大統領が誕生しましたけれども、それは、アメリカの地方の物づくりの地域で、ラストベルト、赤さび地帯ということで、労働者、地方の工業地帯の方々が怒って、トランプ大統領が誕生した。そういうことも見るにつけ、ちゃんと物づくりの地方を大事にしないといけないというところはあると思うんですね。

物づくりについてAIを適用する。ちよつと、通告では言っていないかもしれませんが、大臣、感想を

お願いします。

○梶山国務大臣 これから人口減少社会になり、少子化、高齢化の中で、人手不足も生ずる、またさらに、生産性の効率を上げなければならぬ、そういった中で、AIの活用というのは大変重要な課題であると思っております。

私の地域にも工業地帯があつて、そこでもAIの研究もしておりますし、生産の効率化という形で、いろいろな形で試行的な取組もされているわけでありまして。そういったことを使いながら、日本の活力が衰えないようにしていくということは、地方創生にとつても重要でありますし、日本全体の経済にとつても大変重要なことであると思っております。

また、生産の現場だけではなくて、介護の現場でも、先日ちよつと視察をしてまいりましたけれども、試行的に行つているところがある。ベッドから落ちないように、少しでもずれるとアラームが鳴る、そういったものとか、あとは重いものを持ち上げるときのお手伝い、それを人間というよりもAIが感知をして、しっかりとその力かげんも工夫をするというところもありますし、今、緒についたばかりではありますけれども、いずれはやはりそういったものが必要になる時期も来ますし、今それをして取り組んでいくことが大切なことだと感じております。

○白石委員 大臣、ありがとうございます。大臣もひたちなかの御出身ということで、物づくりの町だと思えます。物づくりを支援する、AIで支援する。

もう一つの分野は農業です。高橋委員もちよつとおっしゃっていただきましたけれども、農業の分野にAIを使えないか。これは、耕作、栽培ですね。天気は左右されます。天気の情報、風あるいは雲の様子とか雨の様子、こういったものに敏感に反応して耕作をしていくということ、それからもう一つは品種改良ですね。ミカンでも、今はわたしの温州ミカンだけじゃなくて、中晩かん、いろいろな品種が生まれてきています。品種だけじゃない、いろいろななか合わせ、たくさんのがあつていくと思えます。それをAIによつて後押ししていくということがあると思うんですね。

ちよつと、折しも今法案作業をされているらりと光る地方大学づくりというのがあります。愛媛はミカンの町、ミカンでやつていこうと。それだけじゃない、ほかにも、ほかの地方でも農業でやつていこうというところがあると思うんですね。ぜひこの分野でAIを使う、AIだけじゃない、ICT、IoT、あらゆる技術を使つて、都会で享受できるような、そういう便利さを地方でも確保する、その一環として、大臣、ぜひ取り組んでいただきたいんですけれども、感想をちよつとお願いします。

○梶山国務大臣 先ほど申し忘れましたけれども、農業についても高知県の先進的な取組を見てまいりました。高さがかなり高い、六メートルぐらいの高さのあるハウスの中で、作物の成長に合わせてつるが伸びていく、また湿度や温度の管理も含めて液肥をどうしたらいいのかということも自動的に行われる、そういった中で、収量も大変、今

までのハウスよりも多くできています。初期の投資はかかりますけれども、そういった成果も出ていくということも現実であります。

そういうことも含めて、地方の大学がどこまで取り組めるかということも、今度のきらりと光る地方大学の振興ということで大切な要因であると思っております。

○白石委員 ぜひ取組の方をお願いします。

そして、私、歩いていて、AIをどうしてもこれに使いたいな、使つてほしいという分野がありまして、それは交通信号機の制御であります。

田舎というのは、意外とパターンが決まっているんですね。工場というのは三交代勤務で、朝八時出勤、その一勤が終わるのが夕方四時、それでまた八時間後の深夜十二時、この三つの区切りで動いているんです。それは、私の四国中央市、紙の町、新居浜、住友の町、そして電気機械やあるいは化学産業がある西条、みんな同じなんです。八時、四時、十二時なんです。そうすると、その時間帯には物すごく混雑するわけです。

これをどうにかならないかと。すぐに言うのは道路を何とかするというですけれども、もう公共事業も、それは限界にあるというのは、それはわかっていきます。それを待っていたら、いつの話になるかわからないというのも事実として出てきていると思えます。

ですから、交通信号機の制御にAIを使つて、もちろん、今までそれに近いことはやっているとせよ、更にそれを進化させて、気候であるとか曜日であるとか、あるいはそれだけじゃない、特売

日であるとか行事であるとか、そういったことをビッグデータでそれを感じて、それを織り込んで信号を制御する。そのことによって、道路をつくらなくても、道路を新たにつくらなくても、信号の制御によって渋滞を緩和する、生活道路としても安全にそこを使ってもらう、こういうことができるんじゃないかなと思うんですけども、この点、警察庁の方、お願いします。

○長谷川政府参考人 お答えを申し上げます。

御指摘の交通渋滞は、社会経済活動上の損失を招くほか、渋滞によりまして滞留します車両への衝突等による交通事故ですとか、そうした滞留車両からの排出ガス等による交通公害の原因になるものでもございます。

そこで、警察といたしましては、交通渋滞の低減、解消を図るため、道路に設置をした車両感知器などから交通量や走行速度などのデータを収集いたしましたして、各都道府県に設置されております交通管制センターなどのシステムでこれらデータを集約、分析した上で、その時々々の交通量や渋滞の程度に応じた信号制御を自動的に行うことができる技術を現在も導入しているところでございます。

具体的に御説明いたしますと、例えば、交通量等の変化が激しい交差点においてもきめ細かに適切な信号制御を実現できるように、車両感知器で計測をした直近数分前の交通量ですとか渋滞の長さをもとに、それぞれの方向の交通需要をコンピュータにより計算をした上で、これに合わせて方向別の信号の青の時間を秒単位で調整するとい

ったMODERATO制御と呼ばれる信号制御でありますとか、あるいは、交通量等の変化から信号制御の変更に至るまでに生ずるタイムラグといったものがない、リアルタイムでの適切な信号制御を実現できるように、当該路線の数メートル程度手前で計測をした交通量をもとに、当該差点を、次の交差点ですね、に到達する予想の交通量を計算した上で方向別の青の時間を調節するといった、プロファイル信号制御というふうに呼ばれる信号制御、こういう高度な信号制御技術を導入いたしましたして、必要に応じた整備を行っているところでございます。

現在研究が進められております人工知能、AIにつきましては、さまざまな分野における活用が期待されているものと承知しておりますけれども、こうした信号制御への活用につきましても、どのような方法が可能であるかどうかも含めまして、研究をしてみたいと考えているところでございます。

○白石委員 長谷川審議官、ちょっと通告していただけたんですけども、おっしゃっていたその信号制御に対して、年間予算、大体幾らぐらい使っていますか。もし、ざっと、あらあら。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

申しわけございません。ちよっと予算の方は、今、手持ちを合わせさせていただきますけれども、ちなみに、整備をしております数についてでございますけれども、平成二十八年度末現在で、こういった制御信号機、全国で一万三千以上の基数を整備しているところでございます。

○白石委員 私は、ここに予算を投ずることによって、随分ほかの分野でセーブ、節約できると思うんです。

まず節約できるのは、道路を新しくつくるということを節約することができる。そして、人の時間を節約することができる。それは産業上、そして買物時間も含めてです。仕事が終わったらずぐ家に帰りたい、こういったところも含めて時間の節約ができるということを考えたら、方向性は今おっしゃったところなので、さらにここに予算をつけて、そのアルゴリズムのところにもっともっと進化させて、ある程度ブラックボックスになるといふふうに言われています、AI、人工知能というのは、でも、そこにかけて、自動的に制御させる。

これは、四十七都道府県の県警の所管ということで、基本、県警の責任でやってもらっていると思うんですけども、そこに一つ上に司令塔を乗せて、そこで一括、この分野を進めて、そして実証実験でどこかでやっていくというところをぜひ進めていただきたいんですけども、ちよっと感想をお願いします。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、AI技術につきましましてはさまざまな活用の可能性がございますので、この信号制御の分野におきましても、私どももいたしましても関心を持って研究を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○白石委員 ぜひお取り進めの方をよろしくお願いたします。

そして、二つ目のテーマに移ります。地方創生における空き家の利用と、そのための施策についてです。

今、地方は空き家が随分ふえてきているわけですね。それは、御両親が亡くなって、自分の両親だけじゃない、義理の両親が亡くなって、でも自分分は別のところに住んでいる。だから、その家はそのままになっている。子供たちも別のところに行っていて、田舎に戻ってくるめどはない。ましてや、自分の両親の家を自分の住みかとする様子はない。だから空き家がふえている。

これはもったいないですし、やはり歩いていて思うのは、空き家が廃屋になっていったら、気持ちが悪いです。ああ、うちの町もだんだんこうなっているんだ、もうやる気がちよつとそこできくけてしまう、こういうこともあるんですね。さらには、実害として、その廃屋が周りに迷惑をかけてきているところ。

この空き家について、まずは、今やっぺいらっしやる国の取組はどうなっているのか、国交省の方、お願いします。

○山口政府参考人 お答え申し上げます。

我が国が本格的な少子高齢化、人口減少を迎える中で、空き家につきましても今後さらなる増加が見込まれており、その対策は喫緊の課題であると認識をしております。

空き家対策につきましては、地域の実情に応じまして、除却すべきものは除却するとともに、活用できるものは活用していくことが重要であると考えてございます。

こうした中で、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成二十七年五月に全面施行されておりますけれども、国といたしましては、地方公共団体が行う空き家の除却、活用等に対する社会資本整備総合交付金等による支援や、空き家の除却、市場への流通を図るための税制措置等を行っているところでございます。

また、空き家を始めたとした既存住宅の活用に関する最近の取組といたしましては、持ち家としての活用につきまして、インスペクションの活用や消費者が安心して購入できる物件に対し標準付与を行う安心R住宅制度をこの四月より開始するところでございます。また、賃貸住宅としての活用につきまして、新たな住宅セーフティーネット制度を活用した取組を始めたところでございます。

さらに、住宅から住宅以外への用途へ円滑に転用できますように、建築基準法の一部を改正する法律案を先般閣議決定させていただいたところでございます。

なお、地方公共団体等におきましても、昨年八月に、空き家対策に関する検討や情報共有、展開を図るための全国組織として、全国空き家対策推進協議会が設立され、空き家対策の課題や取組事例の共有、解決策の検討などが行われているところでございます。

こうした取組によりまして、地方の空き家につきましても、全力を挙げて対策を進めてまいりたいと考えてございます。

○白石委員

ありがとうございます。国交省さんの所管じゃ厳密に言うとないいのかも

しれませんけれども、固定資産税の特例の撤廃によって、今、家屋は六分の一の特例になっている、それを、空き家、廃屋化が余りにも著しいところは、特定空き家ということで、その特例を撤廃して一般の税率にすること、つまり、北風政策ですね、ペナルティーを加えるということで、その所有者、大家さんに、お尻に火をつけるということがなされている、これが基本的な空き家対策の大きな流れ。それだけじゃない、それ以外にもいろいろなことをされているんだと思いますけれども。

私は、そういう私権者頼みというステージから、もうそろそろ土地公共化というところに、ちよつと考えていかないといけないんじゃないかなと思ふんです。

そう言われても、売り先が見つからないんですよ。自分で譲渡先を見つけると言われても難しいんです。そういうことで、じゃ、固定資産税を六倍にされて、それでも滞納したらどうなるか。非常に追い詰められてしまうんですね。

今は、所有者不明土地も含めて、固定資産税が累積しているところは、これは地方公共団体、市町に任されているんだと思いますけれども、基本は、それを競売して、それでお金にして、それでもって回収する、これが基本だと思うんですけども、競売しようもない、競売の費用さえ出ない、こういうところがふえていくのであれば、代物弁済してもらおう、もう市、町がその所有者になつていくということをそろそろ考えていかないといけないんじゃないかなということを思うわけであ

ります。

一方、また、太陽政策として、これはまた税制の方でやっているんだと思いますけれども、相続に係る譲渡税というのは、三千万円の譲渡所得控除をしているわけですね。ですから、首尾よく譲渡さえすれば、そういうあめも用意はしているんですけれども、その譲渡が難しいということであれば、それを私権者に譲渡させる、あるいは、そうでなくても、競売して、誰かに譲ってお金で回収する、それから一步前に進むべきときが来ているんじゃないかなと思うんです。

この点、国交省さん、いかがでしょうか。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のように、空き家の譲渡先を探しやすくする、そういう環境を整えていく、これは大変重要な課題だと思っております。比較的良好な状態にある活用可能なもの、これについて、需給のいわばミスマッチを解消して、そして流通市場に乗せてやる、そのことで有効活用を推進していくということが、これは、廃屋の予備軍をなくすということ、それから、せっかくのストック、これを有効に活用していく、さまざまな地域振興にも役立つ、こういう意義があるかと思っております。そこで、国土交通省といたしましては、各自治体が保有をいたしております空き家、空き地の情報、これを標準化して、そして集約をするということ、全国どこからでも簡単に、御希望の方が、関心がおありの方がアクセス、検索できるような、全国版空き家・空き地バンクと呼んでおりますけれども、これを構築いたしましたして、昨年十月から

これは私ども公募をさせていただいて選定した事業者で、試行の運用を開始しているところであります。現時点で四百七十を超える自治体に御参加をいただいております、順次、物件情報の掲載を進めてまいります。

先ほど申し上げましたような試行運用の状況を踏まえまして、一定、今改善を図っております、この四月から本格運用を開始する、こういう段取りでございます。

一方、市場の流通に乗せていくというときには、媒介をしていただく宅建業者の方の積極的な対応も私ども大変重要なポイントと思っております。一方、空き家の媒介は通常より調査費用とかがかかるんですが、一般的に媒介の報酬は成約価格に一定の料率を掛けるということになっているものですから、物件価格が低い空き家などでは、なかなか、足が出てしまうというケースもある中で、宅建業者の重荷になっている、こういった御指摘も頂戴しております。

このため、低廉な空き家であっても通常より現地調査費を要するもの、こういったものを対象といたしまして、従前の報酬額の上限に加えまして、調査費用などを考慮した額の報酬を十八万円を上限に売り主さんから受領できるように、宅建業者が受領する媒介報酬の上限額、これを私ども告示で決めさせていただいておりますけれども、これを昨年十二月に改正いたしましたして、本年一月一日より施行しているというようにござい

ます。こういったことも含めまして、引き続き空き家

の流通を推進してまいりたいと考えております。

○白石委員 審議官、ありがとうございます。

一番冒頭に審議官おっしゃったように、状態のいい空き家は、何とか工夫したら売り先が見つかることがあり得るということで、これはぜひどんどん進めていっていただきたいんですけれども、私その前に申し上げたのは、どうしようもならないところがふえてきて、もう状況は更に前に進んでしまっている、悪い方に残念ながら進んでいる、そういうところについては公共でもう受けとめるしかないというところがあるんじゃないかなというふうに、あると御意見申し上げた次第なんです。

それで、その状況のいい空き家の方の話なんですけれども、そういう媒介、流通によって買主あるいは利用者が見つかるということが、これはとてもいいことなんですけれども、その中で障害になっていることがあるんです。

それは、みなし譲渡所得課税ですね、みなし譲渡所得課税。これは、不動産を個人から法人に譲渡するときには、寄附する側に税金がかかってしまう。ですから、もう往復びんたなんですよね、いわば。自分は自分の財産を上げますよと言っているのに、更にむしり取られるというのがみなし譲渡課税なんです。

これによって、せっかく、例えば、公共的な利用を考えているNPOさんがDVシエルトーだとかあるいは貧困世帯の公営住宅的な使い方をしようと思っても、これが妨げになっているわけです。この点、非常に熱心に取り組んでいらっしゃる駒

崎弘樹さんがおっしゃっていることなんですけれども、ぜひ、これの見直し、つまり、寄附する先が公共的なNPOなりであれば、このみなし譲渡所得課税を免除するというのを考えていただきたい。もちろんこれは財務省のところですけども、国交省さんも主体的に事業官庁として取り組んでいただいて、これが、このハードルが取れば、相当また状態のいいものはさらに使われるということになりますので、どうぞよろしくお願いします。

大臣、最後にこの点、いかがでしょうか、感想でいいので。

○梶山国務大臣 放置された空き家の問題はどこでも今課題になっているわけでありまして、それらの構造上丈夫なものに關しましてどう活用していくかということは、いろいろな方策、これからも私どもも含めて関係省庁と連携をしながら考えてまいりたいと思っております。

○白石委員 ありがとうございます。